

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和2年度活動結果概要

令和2年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は下記のとおりです。

1. 法令違反に関する通報等の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と各種建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

令和2年度は、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報等が120件あり、その内訳は次のとおりでした。

【内訳】

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ●法令違反に関する疑義・・・・・・・・・・30件 | ●不払い相談・・・・19件 |
| ●社会保険加入に関する相談・・・・10件 | ●契約関係・・・・1件 |
| ●建設業法に関するその他相談・・・・60件 | |

2. 建設業者への立入検査

令和2年度は、大臣許可業者38業者に立入検査を実施しました。

【主な内訳】

- フォローアップを目的とした立入検査・・・・・・・・・・19業者
- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査等・・・・・・・・23業者

※1業者に対し、複数の事由により立入検査を行う場合があるため、立入検査業者数と上記内訳の合計は一致しない。

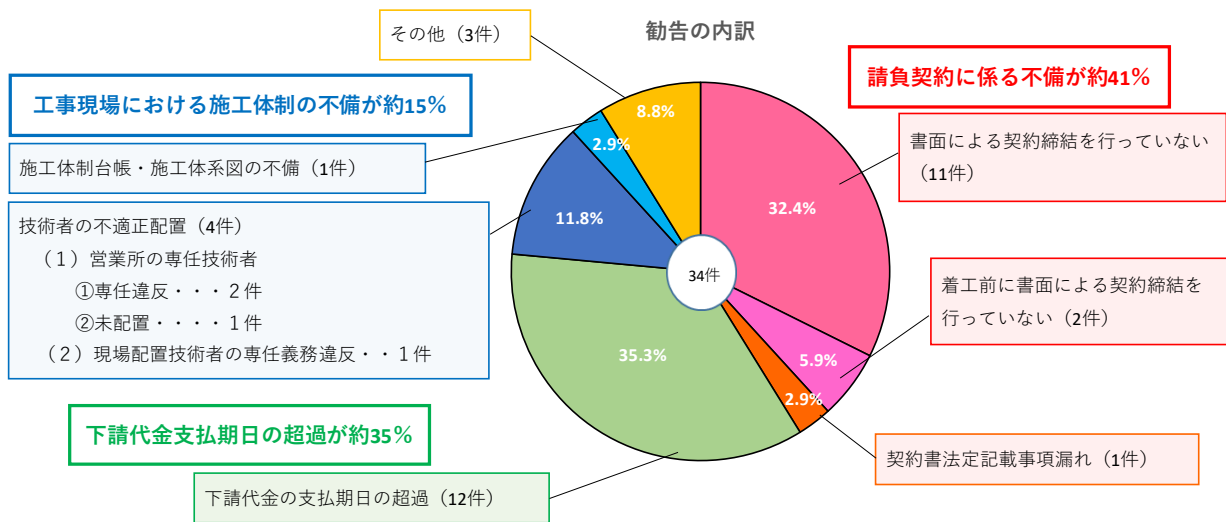
立入検査の結果、建設業法における義務規定違反が1件以上あった17業者に対し改善のための文書勧告を実施し、改善報告を求めました。

勧告において改善を求めた事項の総数は34件であり、このうち請負契約に係る不備が14件（約41％）、下請代金の支払期日の超過が12件（約35％）、工事現場における施工体制の不備が5件（約15％）を占めていました。

書面で契約を行っていないなどの請負契約に係る不備は、請負代金の不払いにつながりかねず、事実、1. で示したとおり、不払いに関する相談が多く寄せられています。

また、下請代金の支払期日の超過は、賃金等の支払いに支障を来すなど、下請業者の健全な経営を阻害することとなり、施工体制の不備（技術者の不適正配置）は、建設生産物の品質低下を招き、建設業の信頼を著しく低下させてしまいます。

このようなことがないように、推進本部では、建設業者並びに発注者に対し、引き続き様々な機会を通じて働きかけていく所存です。



※1業者に対し複数の勧告を行うことがあるため、「勧告業者数」と勧告において改善を求めた事項の合計は一致しない。

3. 建設業者への監督処分

令和2年度は、1業者に監督処分を実施しました。

○「指示処分」 1業者 ・ 労働安全衛生法違反

4. 「建設業取引適正化推進期間（10～12月）の取組

従前、11月に実施していた建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進月間』についてコロナ禍を踏まえ、令和2年度は10～12月に拡大して『建設業取引適正化推進期間』として実施しました。

期間中、推進本部単独の立入検査に加えて、各県知事許可部局と連携のうえ、**8業者**（大臣許可業者3業者、各県知事許可業者5業者）に対して合同立入検査を実施しました。また、中国地方整備局と各県の共催により、改正建設業法の内容を中心とした「建設業法に関する講習会」を**8回**開催し、建設業関係者を中心に延べ**591名**に参加いただいたところです。なお、講習会に参加できなかった方が聴講できるよう、講習会の動画をホームページに掲載した結果、令和3年3月末までに**1065回**視聴いただきました。